

# 0. 本書の位置づけ

本書は、私たちがなぜこの運動を始め、どう進めるかをまとめた計画書です。この運動に関心を持つ方、賛同や協力を検討している個人・団体・メディアの方に向けて書いています。

## 1. 背景と問題認識

我々は、物価の上昇に、目減りする貯金に、不安を抱えて生きている。だが、その理由を学ぶ機会には、ほとんどなかった。お金の仕組みは「誰かが決めたもの」。その誰かは、間違えることもある。私たちは、お金についてもっと知り、選べる社会を目指す。その選択肢の一つが、ビットコインである。特定の誰かを信じ込まなくても使えて(Trustless)、インフレで価値を減らされたりしない(Sound Money)。人類が初めて手にした、「選べる」お金である。私たちは、ビットコインを投機の対象としてではなく、自分のお金について理解し、選び、使うための選択肢として捉える。だが、選択肢があることと、選べることは違う。使える環境があって初めて、選ぶ自由は現実のものになる。そして今の日本の制度は、その「使う」の手前に、いくつもの壁を置いている。

### 使うことを阻む、三つの壁

#### 壁1: 円に戻せば20%、そのまま使えば最大55%

第一の壁は、税制である。令和8年度税制改正により、一定の暗号資産(特定暗号資産)の売却益には、株式と同様の申告分離課税(20.315%)が導入されることになった[1]。長く求められてきた前進である。しかし、この税率が適用されるのは、登録を受けた暗号資産取引業者への売委託または譲渡によって処分した場合に限られる。業者を介さずに処分した場合——たとえば商品やサービスの代金としてビットコインで直接支払った場合——は対象外となり、総合課税(最高税率は約55.945%)の対象である。

つまりこの制度は、資産をどこで保管しているかではなく、どう使うかで税率を分けている。業者を通じて「売る」なら20%。お金として「使う」なら、最大で55%。投資家としての出口は優遇され、生活者としての利用は取り残された。結果としてこの構造は、登録業者を介した取引へと利用者を誘導する。なお米国の連邦所得税では、処分の内容と保有期間によって課税関係が決まり、どの経路で使ったかで所得の分類が変わる仕組みにはなっていない[2]。

#### 壁2: 支払うたびに生じる、計算と申告

第二の壁は、使うたびに生じる税務の負担である。現行制度では、ビットコインでの支払いは資産の「譲渡」として扱われ、支払いのたびに取得価額との差額を計算し、損益として把握する義務が生じる。コーヒ一杯の支払いにも、この計算はついて回る。年間の損益が一定額を超えれば、給与所得者でも確定申告が必要になる。そして何より、「税務処理がどうなるかわからないから、使わないでおこう」という萎縮こそが、最も大きな損失である。米国では、少額の支払いを課税対象から外す法案が議会に提出されている[3]。求めているのは投資への減税ではない。「使うことへの罰則的な負担」を取り除くことである。

### 壁3: 自分で管理する選択肢の、法的な位置づけの不在

第三の壁は、自分で管理するという選択肢の、法的な位置づけの不在である。ビットコインは本来、銀行や取引所に頼らず、自分自身で保有・管理できる資産である。EUは、こうした自己管理を規制の適用範囲の外に置くことを、複数の法文で明示的に選択した[4]。一方の日本には、自己管理を正当な資産管理手段として位置づける明文の規定がない。先行しているのは、国税滞納時の徴収手続の整備である[5]。自己管理という選択肢を、制度がどう位置づけるのか——この問いは、まだ答えられていない。

### だから、声を集める

これらの壁は、ビットコインの利用者だけの問題ではない。取引所から資産を引き出して使おうとするすべての生活者が、同じ壁にぶつかる。だから——「ビットコインを、持つだけでなく、使える日本へ。」私たちは生活者の声を集め、使うことを阻む壁を明らかにし、生活者起点の政策議論につなげていく。

業界団体は、業界としての声をこれまで代表してきた。一方で、消費者・生活者としての声の可視化は、まだ誰も担っていない空白である。米国など海外では、暗号資産・ステーブルコイン・RWA等の市場・政策環境がすでに大きく立ち上がっている一方、日本ではまだこの機会が顕在化していない。私たちは、生活者の声を集約し、この壁を明らかにすることで、海外と同等か、それ以上の市場環境・選択肢を日本にも作ることを目指す。

## 2. 市場・制度環境(海外比較)

米国には、Bitcoin Policy Institute(BPI)という政策提言団体が存在する。2021年設立の非営利団体で、国家安全保障・地政学を訴求軸に、政策提言・研究・教育を通じてBTCに関する制度環境の整備を牽引している。

英国にも同様の団体としてBitcoin Policy UK(2022年設立)が存在する。規制改革・議会ロビイングを訴求軸に、議会提言、国家BTCリザーブ戦略提言、英国金融行為規制機構(FCA)によるBTC ETF禁止への異議申し立て(最終的に解禁)など、本格的な政策活動を展開している。

日本には、これに相当する組織がまだ存在しない。本運動では、BPIの公開研究の引用許可を、東晃慈氏(Blockstream日本ブランドアンバサダー)のご協力のもと取得している。

団体の存在だけではない。制度そのものにも内外の差がある。米国は暗号資産を財産(property)として扱い、処分の内容と保有期間で課税関係が決まる。どの経路で処分したかによって所得の分類が変わる仕組みにはなっていない[2]。また、少額決済を課税対象から外す法案が議会で審議されている[3]。EUは、自己管理を規制の適用範囲外に置くことを法文で明示的に選択している[4]。日本の制度がこれらとどう異なるかは、第1章で述べたとおりである。

今後、これら海外の政策動向と日本の状況との内外格差を分析し、日本市場において改善すべき点、あるいは世界をリードできる可能性がある点について、考察・意見交換・議論を深めていく。その結果を、本運動の政策提言のインプットとする。

## 3. 目的・ゴール

「ビットコインを、持つだけでなく、使える日本へ。」

ビットコインは、我々の働きと成長が、そのまま価値になるお金だ。奪い合うのではなく、分かち合うことで成り立つ。特定の誰かを信じ込まなくても使えて、発行の上限が最初から決まっている——人

類が初めて手にした、「選べる」お金である。

この選べるお金を、生活者みんなが実際に使える環境を広げる。支払う、受け取る、応援する——それが現実になったとき、この運動のゴールは実現する。

## 4. 独立性・多様性について

私たちは、市民の声を代表して政策に届けようとしている。その声が、一企業や一団体の代弁に見えてしまえば、その声は届かない。政策提言の正当性は、特定の利益から独立していることによって支えられる——米国のBitcoin Policy Institute自身も「独立性が要であり、業界関係者や特定の利益団体から指示を受けない」ことを明言している。これは、ビットコインが体現するTrustless（誰かを信じ込まなくてもよい仕組み）という考え方とも一致する。だからこそ、この運動は、参加する声の多様性そのものを、力の源として大切にする。

## 5. 主張の範囲——何を求め、何を求めないか

前章で述べた独立性を、私たちは主張の立て方そのものに反映する。本運動の主張は、次の三つの層で整理される。

第一層：生活者の権利——運動の旗印であり、賛同をお願いする中身  
銘柄に関わらず、すべての利用者に共通する権利を求める。

- 購入した資産を自分の管理へ移す権利と、その条件の透明性
- 自己管理を正当な資産管理手段として法的に位置づけること
- 少額の支払いに伴う税務・申告負担の合理化
- 利用者が、預けた資産の実在を確認できる開示

第二層：資産の性質に基づく制度設計——政策提言の中身

制度のあり方を論じるとき、私たちは銘柄名ではなく、資産の性質で語る。発行者が存在するか。特定の主体が一方的にルールを変更・停止・凍結できるか。たとえば、発行者が存在しない資産に、発行者の存在を前提とする規制体系を適用すれば、開示義務を負う主体がないという構造矛盾が生じる。こうした議論は、性質に即して行われるべきである。この性質基準は公開する。将来、同じ性質を満たすものが現れれば、同じ扱いを受ける。

第三層：個別銘柄の推奨・優遇要求——恒久的に立ち入らない領域

「特定の銘柄を承認せよ」「特定の銘柄を税制優遇せよ」といった、銘柄を名指した要求は行わない。また、価格の予想や投資の勧誘も行わない。

私たちがビットコインを運動の名に掲げるのは、第二層の性質——発行者が存在せず、誰も一方的にルールを変えられない——を、現時点で最も高い水準で体現しているのがビットコインだからである。これは基準の帰結であって、銘柄の推奨ではない。

## 6. マイルストーン／ロードマップ

### フェーズ1 2026年：立ち上げ・公開

有識者および市民から広く意見を募り、あわせて海外事例（Bitcoin Policy Institute・Bitcoin Policy UK等）の調査・分析を行う。2026年11月末の秋イベントで、一般に公開・始動する。

## フェーズ2 2027年：受け皿団体設立（一般社団法人化）

一般社団法人として政策提言の主体となれる状態を整えつつ、具体的な政策提言を絞り込み、賛同者・協力者を得ていく。

## フェーズ3 2028年：政策提言・国会請願

絞り込んだ政策提言に対する賛同・署名を集め、国会請願につなげる。国会請願には、紹介議員1名以上の確保が必須条件となる（署名数自体に法定の下限はない）。目標署名数は【要記入：初期は数千～数万規模を想定し、段階的に拡大】。

## フェーズ4 2028以降：政策成立・市場拡大

2028年頃に想定される改正金融商品取引法の施行にあわせて、市場環境が変わるタイミングを見据える。そのときまでに、市民の声が政策・市場に届いている状態を目指す。

# 7. 参加と協力

本運動は、以下の関わり方を通じて進める。

- 有識者からの意見募集：本運動の趣旨にご理解・ご賛同いただける有識者に、広く意見を求めていく
- 関連業界団体との連携：国内の業界団体との連携を深めていく
- 海外関連団体との連携：海外の政策提言団体とも連携を深める。Bitcoin Policy Institute (BPI)からは、公開研究の引用許可を既にいただいている
- ビットコインコミュニティとの連携：国内ビットコインコミュニティを代表する立場の協力者とともに進める
- 支援企業・団体：支援いただける企業・団体を随時公開・募集していく（詳細は署名ページ参照）
- 個人としての参加：署名・賛同という形で、どなたでも参加できる

# 8. リスクと対応

- 個人情報への対策：取得する情報は必要最小限（氏名またはニックネーム、連絡先）に限定し、利用目的を署名ページに明記する。取得した情報は署名集計・活動報告の連絡以外には使用しない。法人化前に、法務専門家による確認を行う。

# 脚注

[1] 令和8年度税制改正大綱（令和7年12月19日 与党公表）および改正金融商品取引法（2026年7月15日成立、7月23日公布）。金融商品取引業者登録簿に登録された特定暗号資産を、暗号資産取引業者への売委託または同業者への譲渡により処分した場合の所得を、他の所得と分離して20.315%（復興特別所得税込み）で課税し、譲渡損失の3年間の繰越控除を認める。適用は改正金商法の施行年の翌年1月1日以後。登録業者を介さない処分（直接決済・直接譲渡・DEX等での交換）は対象外で、事業所得・譲渡所得または雑所得として総合課税される。

[2] IRS Notice 2014-21(米国内国歳入庁、2014年)。米国は暗号資産を税務上の財産(property)として扱い、売却・交換・支払い等の処分時にキャピタルゲイン課税の対象とする。所得の分類は処分の内容と保有期間で決まり、保管場所や譲渡経路による区別はない。ただし業者による情報報告義務の範囲は日米で異なり、本比較は所得分類に関するものである。

[3] Lummis法案 S.2207(米国上院、2025年7月提出)。個人取引における1取引300ドル以下の損益を非課税とし、年間の非課税上限を5,000ドルとする(インフレ調整付き)。2026年7月時点で未成立・委員会審議中。

[4] MiCA(Regulation (EU) 2023/1114、2023年5月)前文22は、完全に分散化された形で仲介者なしに提供される暗号資産サービスを同規則の適用範囲外とする。AMLR(Regulation (EU) 2024/1624、2024年)前文160は、自己管理ウォレットをマネーロンダリング規制の適用から除外する。EUはこれらの法文により、個人による自己管理を規制の適用範囲の外に置くことを明示的に選択している。

[5] 令和8年度税制改正大綱・納税環境整備。国税を滞納した場合の徴収手続として、暗号資産等(特定電子移転財産権)の差押えを整備し、差押えが困難な場合には指定ウォレットへの移転を命じることができるとする(命令違反には3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金、令和9年4月1日施行)。適用は国税滞納の場面に限定される。

## 裏付け資料

- Bitcoin Policy Institute(BPI)公開研究(引用許可取得済)